

ID: 617

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	一部負担金不払いによる徴収		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第42条第2項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第42条第2項の規定による。 (療養の給付を受ける場合の一部負担金) 第42条 2 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第43条第1項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第2項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第44条第1項第1号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。 一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱について(昭和34年3月30日保発第21号)参照			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日